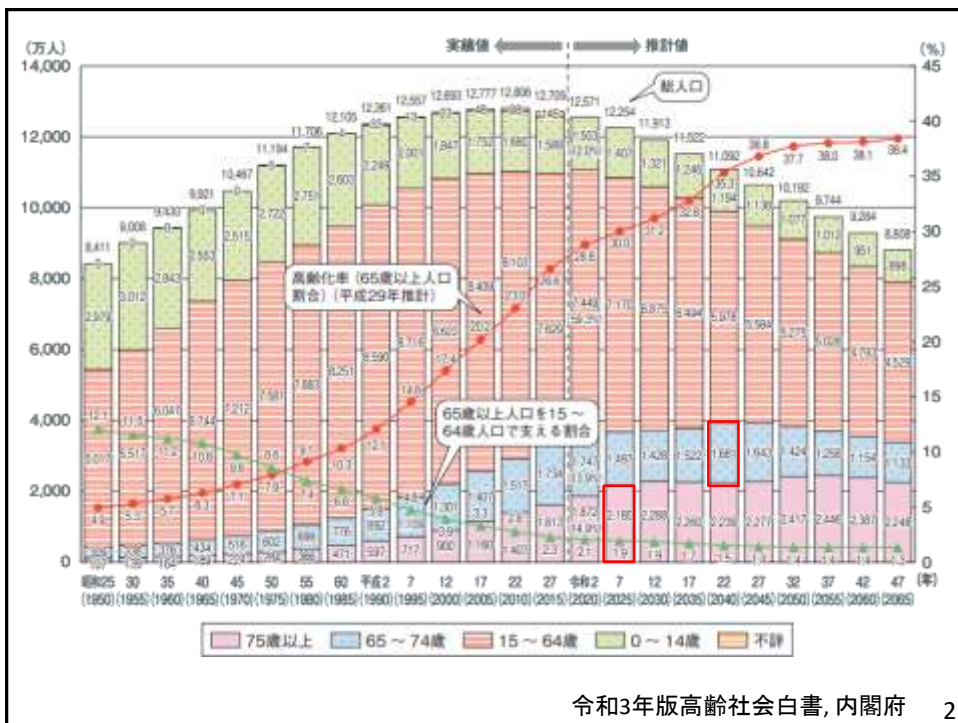


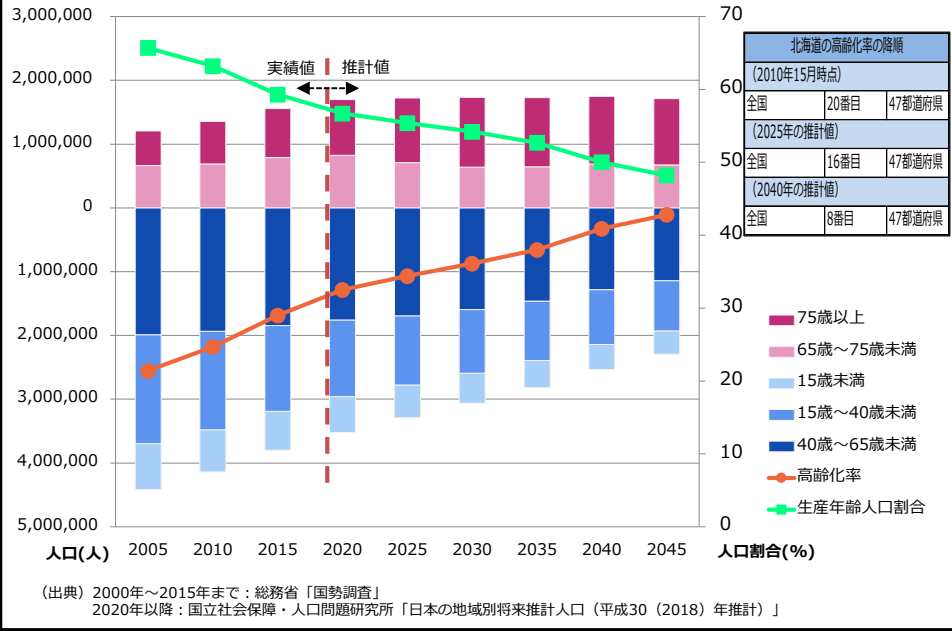
# 行政説明

## 「介護予防・健康づくりにおける 本道の現状と取組について」

北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課  
主任技師 永井伯弥

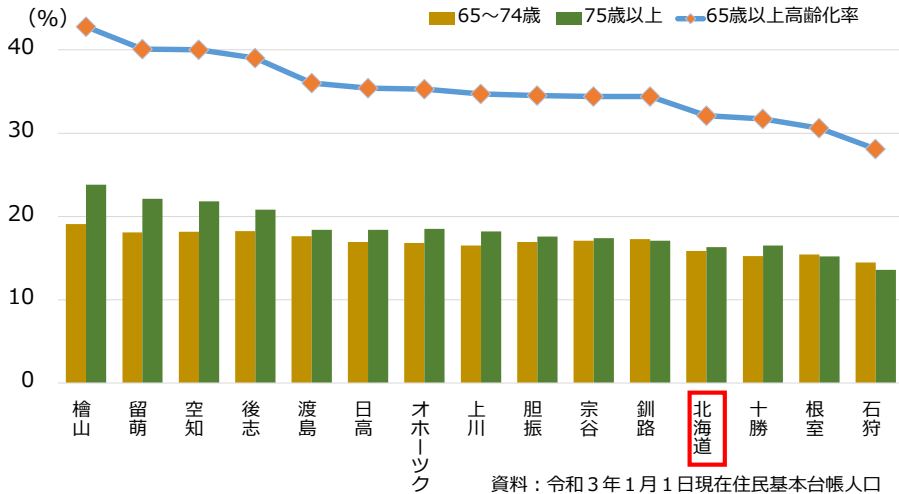


# 北海道の人口推移



# 道内圏域別の高齢化率

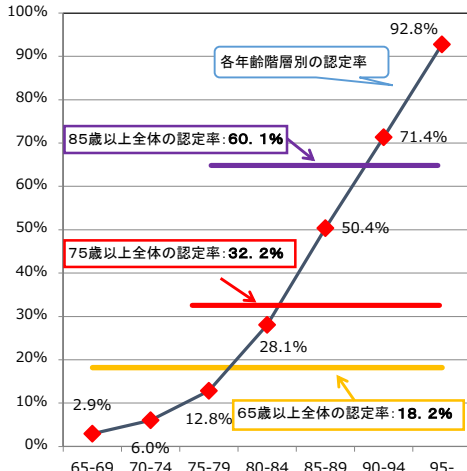
- ・ほとんどの圏域で、65～74歳よりも75歳以上高齢者が多くなっている。
- ・高齢化率が高い圏域では、65～74歳よりも75歳以上高齢者の割合がより大きい傾向がある。



# 今後の介護保険をとりまく状況

## 年齢階級別の要介護認定率の推移

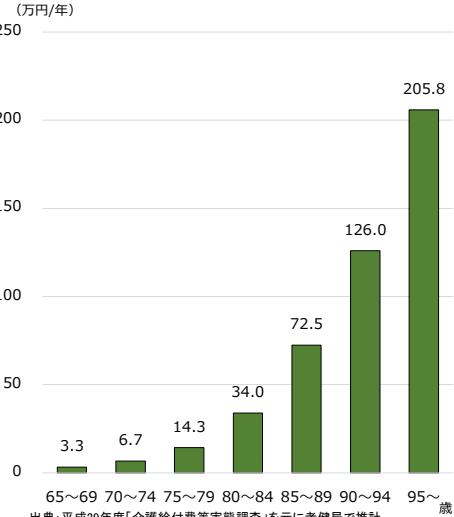
○要介護認定率は、年齢が上がるにつれ上昇。  
特に85歳以上で上昇



出典: 総務省統計局人口推計及び介護給付費等実態調査(平成29年10月審査分)

## 人口1人当たりの介護給付費(年齢階級別)

○一人当たり介護給付費は85歳以上の年齢階級で急増

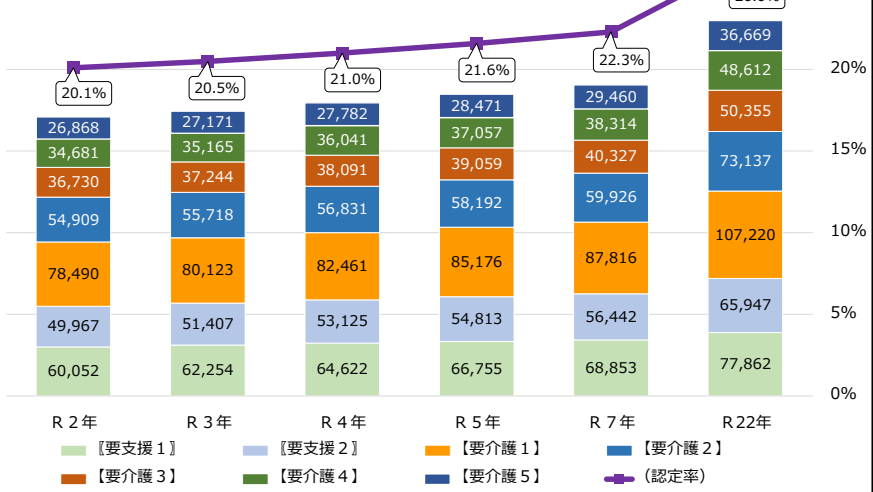


# 要介護度別認定者数の推移 (推計)

600,000人  
500,000人  
400,000人  
300,000人  
200,000人  
100,000人  
0人

• 本道の要支援・要介護者数は年々増加しており、令和7年には約38万人に達する見込み。要支援・要介護認定率は、令和7年には22.3%、令和22年には26.6%になると推計される。

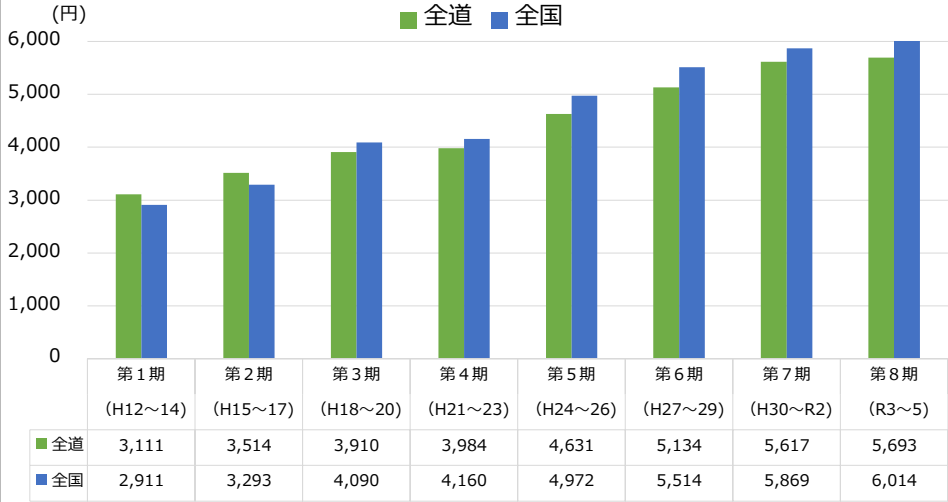
• 約3割が要支援認定者であり、要介護1を含めると半数以上の割合となっている。



[資料] 第8期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画より抜粋

## 介護保険料の推移

- 第1号被保険者に係る介護保険料は年々増加。第8期では全道平均の介護保険料は7期と比較して1.3%の増額となっている。
- 北海道においては、第3期以降は全国平均を下回る額で推移。



## 2040年を展望し、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現

- 2040年を展望すると、高齢者の人口の伸びは落ち着き、現役世代(担い手)が急減する。  
→「**総就業者数の増加**」とともに、「**より少ない人手でも回る医療・福祉の現場を実現**」することが必要。
- 今後、国民誰もが、より長く、元気に活躍できるよう、以下の取組を進める。  
①多様な就労・社会参加の環境整備、②健康寿命の延伸、③医療・福祉サービスの改革による生産性の向上  
④給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保
- また、社会保障の枠内で考えるだけでなく、**農業、金融、住宅、健康な食事、創薬にもウイングを拡げ、関連する政策領域との連携の中で新たな展開を図っていく。**

### 2040年を展望し、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現を目指す。

#### 「現役世代の人口の急減という新たな局面に対応した政策課題」

多様な就労・社会参加	健康寿命の延伸	医療・福祉サービス改革
<b>【雇用・年金制度改革等】</b> ○ 70歳までの就業機会の確保 ○ 就労氷河期世代の多様な活躍の場を更に広げるための支援 (厚生労働省「就労氷河期世代活躍支援プラン」) ○ 中途採用の拡大、副業・兼業の促進 ○ 地域共生・地域の支え合い ○ 人生100年時代に向けた年金制度改革	<b>【健康寿命延伸プラン】</b> ⇒2040年までに「健康寿命を男性と女性ともに、3年以上延伸し、22歳以上に」 ○ ①健康増進へのアプローチの強化、 ②地域・保険者間の格差の解消により、以下の3分野を中心に、取組を推進 ・次世代を念頭にすべての人の健やかな生活習慣形成等 ・疾病予防・重症化予防 ・介護予防・フレイル対策、認知症予防	<b>【医療・福祉サービス改革プラン】</b> ⇒2040年時点で、単任給月額15万5千円以上のサービス提供率を96%(目標は79%)以上改善。 ○ 以下の4つのアプローチにより、取組を推進 ・ロボット・AI・ICT等の実用化推進 ・データヘルス改革 ・タスクシフティングを担う人材の育成、シニア人材の活用推進 ・組織マネジメント改革 ・経営の大規模化・協働化

#### 「引き続き取り組む政策課題」

### 給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保

令和3年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料、厚生労働省

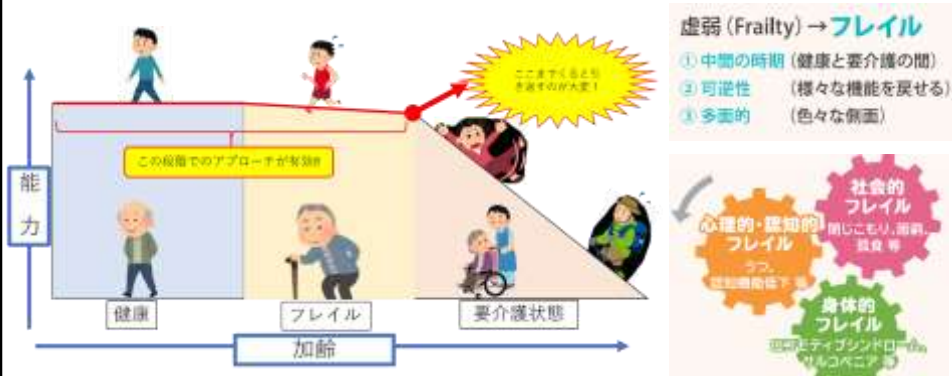
# 介護予防の定義と意義、フレイル対策について

## 介護予防とは・・・

「要介護状態の発生をできる限り防ぐ(遅らせる)こと、そして要介護状態にあってもその悪化をできる限り防ぐこと、さらには軽減を目指すこと」と定義。

## 介護予防が目指すもの・・・

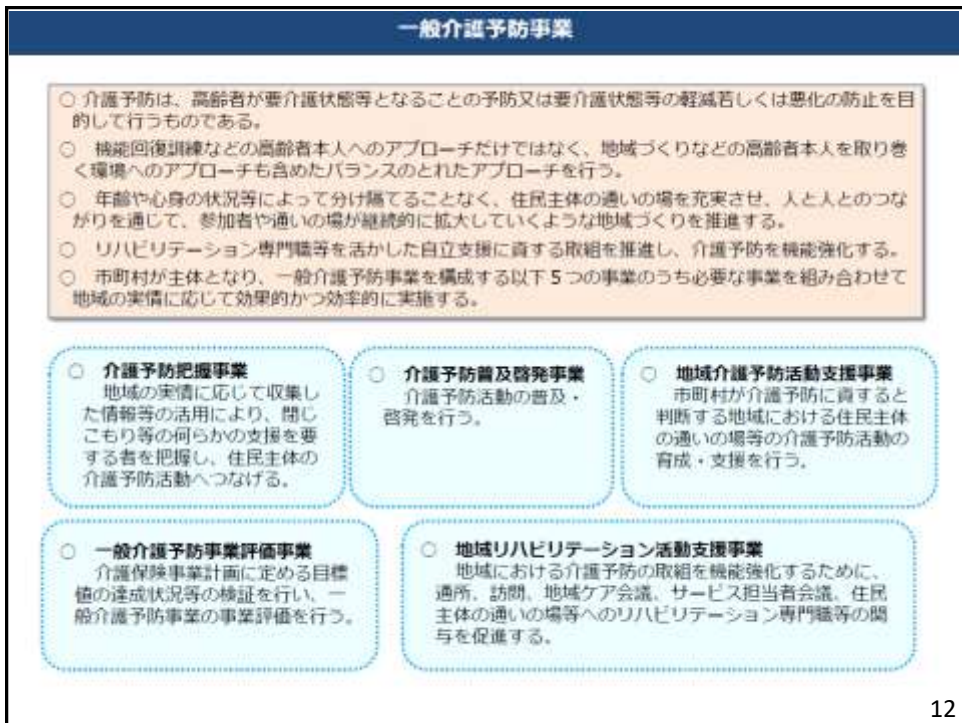
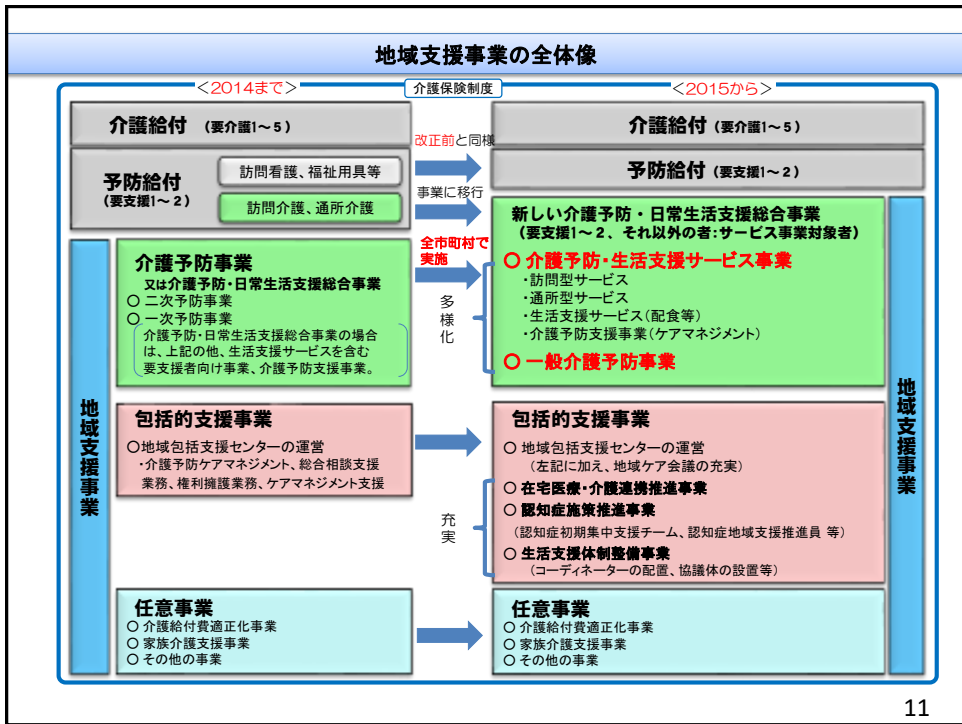
個々の高齢者の生活機能(活動レベル)や参加(役割レベル)の向上をもたらし、生活の質(QOL)の向上を目指すもの。これにより、国民の健康寿命をできる限り伸ばすとともに、真に喜ぶに値する長寿社会を創生する。



(厚生労働省:平成24年3月介護予防マニュアル(改訂版)第1章より) 改変  
(神奈川県歯科医師会:オールフレイルハンドブックより改変)

## 介護予防に関する経緯(介護保険制度の改正)

改正年	制度改正の主な内容
平成12年 (2000年)	● 介護保険法施行
平成17年 (2005年)	● <b>地域支援事業の創設</b> (介護予防事業、地域包括支援センターの創設)
平成19年 (2007年)	● 特定高齢者(要支援・要支援状態になる恐れの高い者)の決定方法等の見直し
平成23年 (2011年)	● <b>地域包括ケアの推進</b> 、根拠規定追加
平成26年 (2014年)	● 地域包括ケア構築に向けた <b>地域支援事業の充実</b> 1. 介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業) 2. 在宅医療・介護連携推進事業 3. 認知症総合支援事業 4. 生活支援体制整備事業 ● 地域ケア会議の設置義務化
平成29年 (2017年)	● 保険者機能強化( <b>自立支援・重度化防止</b> に向けた財政制度創設)
令和2年～ (2020年)	● <b>介護予防と保健事業を一体的に実施することの推進</b> (「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」の施行) ● 予防に向けた「 <b>通いの場</b> 」の <b>拡充</b>



「一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会」取りまとめ（概要）① 令和元年12月13日公表

【ポイント】

- 通いの場の取組を始めとする一般介護予防事業は、住民主体を基本としつつ、効果的な専門職の関与も得ながら、従来の介護保険の担当部局の取組にとどまらず多様な関係者や事業等と連携し、充実を図ることが必要。
- また、こうした取組をより効果的・効率的に行うためには、PDCAサイクルに沿った推進が重要であり、市町村・都道府県・国がそれぞれの役割を最大限に果たすべき。

一般介護予防事業等に今後求められる機能を実現するための具体的方策等

<通いの場などの介護予防の促し方>

- ✓ 高齢者が関心等に応じ参加できるよう、介護保険による財政的支援を行っているものに限らず幅広い取組が通いの場に含まれることを明確化し、取組を類型化し、事例集等を作成。自治体や関係者に周知。
- ✓ 役割がある形での社会参加も重要であり、ボランティア活動へのポイント付与や有償ボランティアの推進に加え、就労的活動の普及促進に向けた支援を強化。
- ✓ ポイント付与を進めるためのマニュアルの作成等を実施。

(1) 地域支援事業の他事業との連携方策や効果的な実施方策、在り方

<連携の必要性が高い事業>

地域支援事業の他の事業（※）との連携を進めていくことが重要。

→ 実態把握を進めるとともに、市町村において連携した取組が進むよう、取組事例の周知等を実施

- ※ 介護予防・自立支援のための地域ケア会議、短期集中予防サービス（サービスC）、生活支援体制整備事業

<現行制度の見直し>

一般介護予防事業を含む総合事業の実施しやすさや利用者のサービス利用の継続性に配慮していくことが必要。

- 総合事業の対象者の弾力化
  - ・ 総合事業のサービスの価格の上限を定める仕組みの見直し
  - ・ 介護予防の取組を積極的に行う総合事業の上限額の弾力化等の総合事業の在り方については、本検討会での議論を踏まえ、引き続き介護保険部会等で検討

「一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会」取りまとめ（概要）③ 令和元年12月13日公表

一般介護予防事業等に今後求められる機能を実現するための具体的方策等（続き）

介護予防に関する成果の評価イメージ



取組過程の評価項目（例）

- <市町村>
  - ・ 連携（行政内部、地域の多様な主体）
  - ・ 専門職の関与（保健事業との一体的な実施、関係団体との連携）
  - ・ 参加促進（ポイント付与等、アウトリーチ、担い手）
  - ・ 企画・検証等の体制整備、データ活用
  - ・ 高齢者の状態把握の実施
- <都道府県>
  - ・ 市町村支援（好事例の発信、情報交換の場の設定、データの分析・活用）
  - ・ 広域的な連携体制整備（専門職団体、自治組織や社協、民間企業、大学等）

市町村・都道府県・国の役割

(1) 市町村

- ・ 行政内の様々な部局とともに、民間企業等の多様な主体と連携し取組を充実
- ・ 専門職関与のための体制の充実
- ・ 地域住民への情報発信

(2) 都道府県

- ・ 関係団体等との連携体制の構築等の広域的な視点での市町村支援
- ・ 地域分析に基づく丁寧な市町村支援

(3) 国

- ・ 進捗状況の把握と必要に応じた施策等の検討
- ・ 都道府県や市町村支援に対する情報発信
- ・ データ活用のための環境整備等

## 通いの場の類型化について

- 「一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会取りまとめ(令和元年12月)」を踏まえ、多様な通いの場の展開を図るため、令和3年8月に「通いの場の類型化について(Ver.1.0)」を公表。
- 先進的な事例等を参考に、「だれが(運営)」「どこで(場所)」「なにを(活動)」の3つの視点から、通いの場の類型化を行い、具体的な事例も紹介。

運営 ※	場所	活動
住民個人(有志・ボランティア等)	個人宅・空き家	体操(運動)
住民団体(自治会、NPO法人等)	公民館・自治会館・集会所	会食
行政(介護予防担当当局)	公園	茶話会
行政(介護予防担当当局以外)	農園	認知症予防
社会福祉協議会	学校・廃校	趣味活動
専門職団体	医療機関の空きスペース	農作業
医療機関(病院、診療所、薬局等)	介護関係施設・事業所の空きスペース	生涯学習
介護関係施設・事業所	店舗の空きスペース・空き店舗	ボランティア活動
民間企業		就労的活動
		多世代交流

※住民以外が運営する場合でも、住民が主体的に取り組むことに留意すること

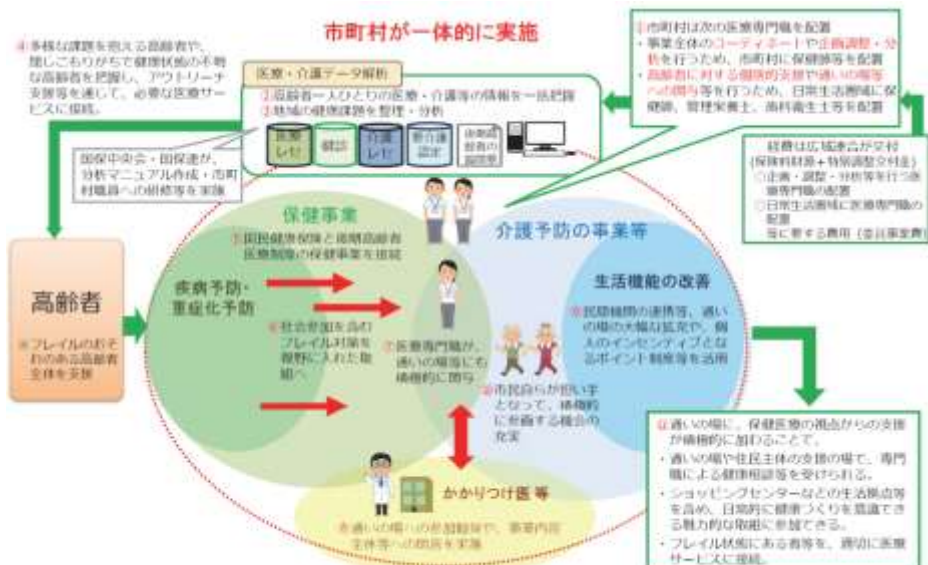
<「通いの場」の捉え方> 上記の類型化も参考に、

- ① 介護予防に資すると市町村が判断する通いの場であること
- ② 住民が主体的に取り組んでいること
- ③ 通いの場の運営について、市町村が財政的支援を行っているものに限らないこと
- ④ 月1回以上の活動実績があるもの

なお、類型化で示しているものは例示であり、多様な通いの場の取組が展開されるよう、今後も先進的な事例等を参考に更新予定

「一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会取りまとめ」を踏まえ、明確化する範囲

## 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

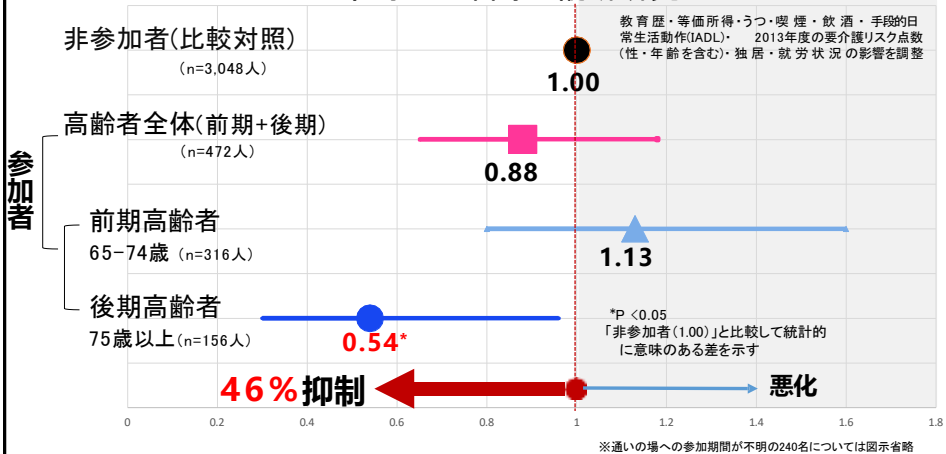


～2024年度までに全ての市町村において一体的な実施を目標(健康寿命延伸プラン工程表)～



# 「通いの場」へ参加する後期高齢者は、 要介護リスク悪化が半減

24市町 3年間の縦断研究

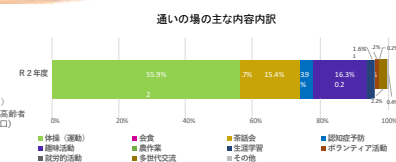
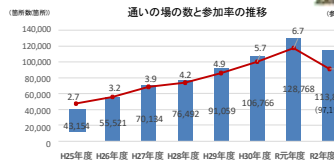


田近敦子、井手一茂、飯塚玄明、辻大士、横山芽衣子、尾島俊之、近藤克則：  
 「通いの場」への参加は要支援・要介護リスクの悪化を抑制するか：JAGES2013-2016縦断研究、日本公衆衛生雑誌  
 69(2)：136-145、2022

## 住民主体の通いの場等(地域介護予防活動支援事業)

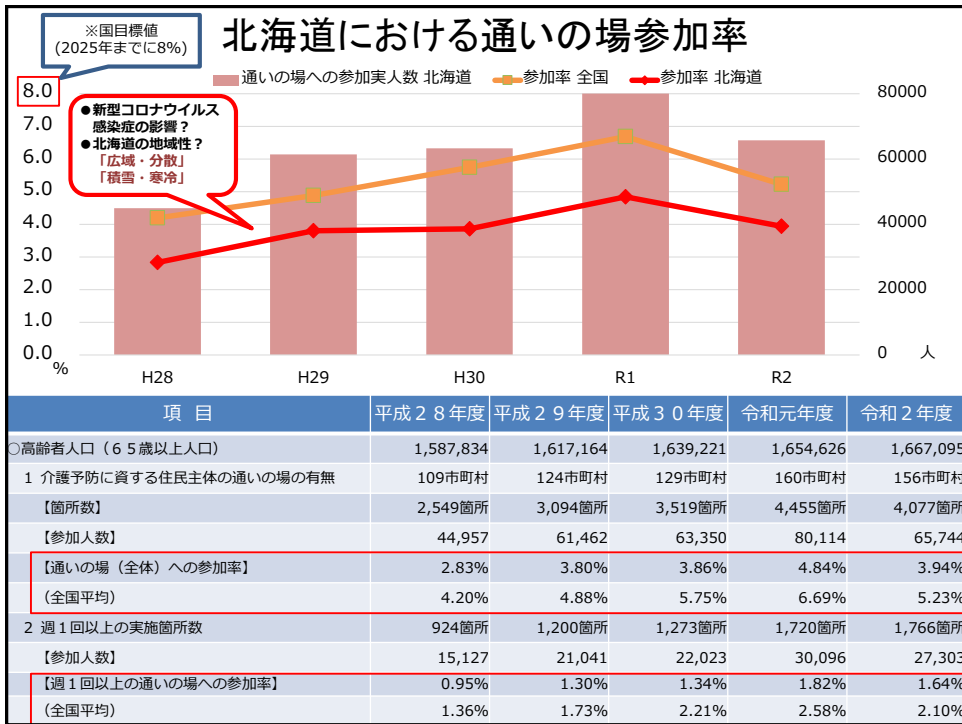
- 住民主体の通いの場の取組について、介護予防・日常生活支援総合事業のうち、一般介護予防事業の中で推進。
- 通いの場の数や参加率は令和元年度まで増加傾向であったが、令和2年度は減少。取組内容としては体操、趣味活動、茶話会の順が多い。

● 新型コロナウイルス感染症の影響？



(参考)事業の位置づけ、介護予防・日常生活支援総合事業  
 ○ 介護予防・生活支援サービス事業 ○ 一般介護予防事業  
 ・ 地域介護予防活動支援事業  
 ・ 地域リハビリテーション活動支援事業 等

【財源構成】  
 国:25%、都道府県:12.5%、市町村12.5%  
 1号保険料:23%、2号保険料:27%



### 新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮して通いの場等の取組を実施するための留意事項

○ 令和3年12月15日付事務連絡  
 「新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮して通いの場等の取組を実施するための留意事項について(その2)」において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和3年11月19日、新型コロナウイルス感染症対策本部決定)を踏まえ、

- ・感染防止対策を確保した上で、通いの場や認知症カフェ等の取組を実施するために参考となるよう、令和2年5月に示した留意事項を一部見直し提示するとともに、
- ・外出自粛による心身機能の低下や地域のつながりの希薄化の回復に向けて、地域の実情を踏まえた介護予防・見守り等の取組の更なる推進を依頼。
- ・また、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の区域に含まれることとなった場合の他、感染拡大の傾向がみられる場合には、歌を控える、息が荒くなるような運動は避ける、5人以上の会食を控えるなどの対策を講じるよう支援することを依頼。

(運営者・リーダー向け)

(参加者向け)

北海道においては、市町村独自にガイドラインを作成している市町村は「21市町村」(R4.10月調査)

## 介護予防に関する新型コロナウイルス感染症への主な対応（広報）

- 高齢者が自宅で健康に過ごすための情報や、新型コロナウイルス感染症に配慮して通いの場の取組を実施するための留意事項などを整理した、特設WEBサイト（令和2年9月開設）の開設  
※ コンテンツの更なる充実を図り、新聞とテレビを活用した広報も実施
- 都道府県や市町村へポスター・リーフレット・DVD（動画）を配布（令和2年12月）
- 令和3年度も、引き続き、特設WEBサイト等を活用した広報を実施

特設WEBサイト「地域がいきいき 集まろう！通いの場」

高齢者の方の元気を支える、Webサイト上の目へ、ようこそ。

https://kayonoba.rifw.go.jp

主なコンテンツ

- ＜感染予防や自宅で健康に過ごすためのポイント＞
- ＜通いの場の取組の留意点＞
- ＜通いの場からの便り（事例）＞
- ＜ご当地体操マップ＞

425頁収録、351枚掲載（A4）

21

## 介護予防に関する新型コロナウイルス感染症への主な対応（ICTの活用）

「オンライン通いの場アプリ」を活用した、高齢者の健康維持や介護予防を推進。

現在、自治体の体操動画やお散歩支援、絵を載せるゲーム、オンラインコミュニケーション、通いの場の出席管理機能等を搭載しており、令和3年度中に、健康アラート機能を追加予定。

各種機能拡充や民間企業アプリ、KDBとの連携強化を行い、国・自治体においてデータを活用した効果的な介護予防サービスの創出が可能となる予定。

【今後拡充予定の機能】

- ※ ポイント機能拡充
- ※ 本人へのフィードバック機能強化
- ※ 民間企業アプリとの連携強化
- ※ KDBとの連携強化 等

【オンライン通いの場アプリ】で収集・分析したデータを用いて、効果的な介護予防サービスを展開していきます。

データの収集分析

活動内容・活動量などアプリの記録 → 連携 → KDB → AIによる集約・分析

ダウンロードはこちらから  
<https://kayonoba.net>

国立長寿医療研究センター  
 National Center for Geriatrics and Gerontology

22

